

## 福祉バス事業の変遷及び千代田区地域福祉交通「風ぐるま」運行協議会設置経緯について

### 1 福祉バス事業の変遷について（資料 3 - 2、資料 3 - 3 参照）

#### （1）風ぐるま事業以前

区では、昭和 53 年から多くの区民に効率的に区立施設を活用していただくために、小型バスによる施設循環バスの運行を開始した。区の職員が添乗し、総務部が所管した。その後、昭和 63 年からバス等による送迎手段が確保されないと施設利用が困難な人を対象として、福祉部所管にて福祉バスの運行となった。

#### （2）風ぐるま事業以降

定期路線運行について規制緩和されたことにより、主に高齢者施設や障害者施設を利用する区民を対象とする福祉バスとして運行されていたものを、誰もが利用できる地域福祉交通として平成 9 年から風ぐるまの運行を開始した。運行ルートについては高齢者センター、高齢者施設及び障害者施設などの福祉施設を中心に設定されている。

その後、区内福祉施設の整備に合わせて事業の拡充が進む一方で、乗車人数の増加やルートの複雑化などの課題がみられるようになった。また平成 27 年度に、高齢者総合サポートセンターが開設するにあたり、区内の福祉施設が九段下に一部集約されることとなり、これに向けて効率的にかつ事業目的に沿ったルート再編及びこれまでの課題の解決が必要となった。

こういった事情に鑑みて、平成 25 年度から風ぐるま見直し検討委員会が設置され、その提言を受けて、平成 28 年 1 月から新たな風ぐるまの運行が開始された。

### 2 運行協議会設置経緯

平成 28 年 1 月 4 日から運行開始された新たな風ぐるまでは、小型バスの導入や運行ルートが見直しされ、高齢者、障害者及び子育て世代をはじめとする区民のための地域交通手段として、地域福祉の推進とノーマライゼーションの実現を図っている。

小型バスの導入及び運行ルートの見直しによって、利用者数は増加の一途であり、地域の交通手段として多くの区民の方に利用をいただいている。一方で、風ぐるまへの意見・要望は利用者数の増加に応じて多様化しており、依然として見直し要望は継続している状況である。

風ぐるまは利便の増進を図るため今後も見直しを行っていく予定である。ついでには、地域における需要に応じ、かつ実情に即した地域交通を実現することを目的として住民、福祉団体等関係者及び学識経験者等を委員とする地域福祉交通「風ぐるま」運行協議会（以下「運行協議会」という。）を設置した。

### 3 運行協議会設置日

平成 30 年 3 月 1 日